

議案第15号

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則について

令和4年3月30日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則

豊橋市立くすのき特別支援学校学則（平成26年豊橋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（身分上の異動）</p> <p>第15条 児童生徒又はその保護者<u>等</u>に転居その他の身分上の異動が生じたときは、速やかに校長に届け出なければならない。</p> <p>（休学、転学及び退学）</p> <p>第17条 高等部の生徒が休学し、又は児童生徒が転学し、若しくは退学しようとするときは、その事由を付して保護者<u>等</u>連署の上、校長に願い出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（身分上の異動）</p> <p>第15条 児童生徒又はその保護者に転居その他の身分上の異動が生じたときは、速やかに校長に届け出なければならない。</p> <p>（休学、転学及び退学）</p> <p>第17条 高等部の生徒が休学し、又は児童生徒が転学し、若しくは退学しようとするときは、その事由を付して保護者連署の上、校長に願い出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。